

D 1 - 4

5 年 保 存 (常)
(令 和 10 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 1 - 4 - 0

鹿 交 企 第 537 号

令 和 5 年 12 月 21 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	統計分析係	Tel	■
----	-------	-----	---

交通事故統計事務取扱要綱の制定について(通達)

交通事故統計事務の取扱いについては、「交通事故統計事務取扱要綱の制定について(通達)」(令和3年10月19日付け鹿交企第175号。以下「旧通達」という。)により運用しているところであるが、このたび、警察庁交通事故統計事務取扱要綱(「交通事故統計事務取扱要綱の改正について(通達)」(令和5年8月8日付け警察庁丙交企発第63号ほか別添))の実施に伴い、旧通達の一部を見直したので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は、令和6年1月1日から施行し、旧通達は、令和5年12月31日限り廃止する。

別添

交通事故統計事務取扱要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、交通事故統計事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交通事故統計の対象

交通事故統計の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故（以下「交通事故」という。）とする。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、法令に定めるもののほか、以下の当該各号に定めるところによる。

1 交通事故関与者

交通事故に関与した第1当事者、第2当事者及び第3当事者以下の当事者をいう。

2 第1当事者

最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。以下同じ。）の運転者又は歩行者等（遠隔操作型小型車の操作者を含む。以下同じ。）のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

3 第2当事者

最初に交通事故に関与した車両等の運転者、歩行者等又は物件のうち、第1当事者以外のものをいう。

4 第3当事者以下

第1当事者又は第2当事者以外の交通事故に関与した者のうち、死亡若しくは負傷した者又は直接死亡事故に関与した者をいう。

5 死亡

交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった場合をいう。

6 重傷

交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する場合をいう。

7 軽傷

交通事故によって負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する場合をいう。

8 30日死亡

交通事故によって、発生から24時間経過後、30日以内（交通事故発生日を初日とする。）に亡くなった場合をいう。

9 鹿児島県警察交通事故情報管理システム

鹿児島県警察情報管理システムの一部であって、交通事故統計に係る情報の管理に必要な情報処理を行うための電子計算機及びこれにデータ伝送回線を介

して接続された端末装置並びにこれらの用に供するプログラムからなるシステムをいう。

第4 交通事故統計原票

1 意義

交通事故統計原票（以下「原票」という。）は、効果的な交通事故防止対策の基となる交通事故統計を作成するための基礎資料である。

2 原票の種類及び記載事項

原票の種類及びその記載事項は、次の各号に定めるところによる。

(1) 交通事故統計原票（本票）（別記第1号様式。以下「本票」という。）

交通事故の内容に関する事項及び交通事故関係者（第1当事者及び第2当事者）に関する事項

(2) 交通事故統計原票（交通事故事件検挙票）（別記第2号様式。以下「交通事故事件検挙票」という。）

本票に記載した交通事故関係者（第1当事者及び第2当事者）の刑事処分に関する事項

(3) 交通事故統計原票（補充票）（別記第3号様式。以下「補充票」という。）

本票に記載されない交通事故関係者（第3当事者以下）に関する事項

(4) 交通事故統計原票（高速道路追加調査項目票）（別記第4号様式。以下「高速道路追加調査項目票」という。）

高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（以下「指定自動車専用道路」という。）における交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項

(5) 交通事故統計原票（30日死者集計票）（別記第5号様式。以下「30日死者集計票」という。）

本票及び補充票記載の交通事故関係者のうち、30日死亡の当事者に関する事項

3 原票の内容の入力

原票の内容（以下「原票データ」という。）は、鹿児島県警察交通事故情報管理システムの端末装置（電子計算機に接続してデータの入力又は出力を行うための装置をいう。）へ入力するものとする。

(1) 本票

交通事故の発生を認知したときは、交通事故1件ごとに原票データを入力する。

(2) 交通事故事件検挙票

交通事故について捜査を完結したときは、交通事故1件ごとに原票データを入力する。

(3) 補充票

1件の交通事故において、本票に記載されない交通事故関係者（第3当事

者以下)がいるときは,当該交通事故関与者1人ごとに原票データを入力する。

(4) 高速道路追加調査項目票

高速自動車国道及び指定自動車専用道路における交通事故の発生を認知したときは,交通事故1件ごとに原票データを入力する。

(5) 30日死者集計票

本票又は補充票記載の交通事故関与者のうち,30日死亡の当事者1人ごとに原票データを入力する。

第5 コード

原票に使用するコードは,別に定めるコード表のほか,警察庁長官官房技術企画課長が定める警察庁共通基盤システムの対象業務に使用する標準コード及び総務省が定める市区町村コードとする。

第6 原票データの入力者

原票データの入力は,当該交通事故の捜査に当たった警察官が行うものとする。

第7 原票データの審査

原票データの誤入力等を防止するための審査は,原票データを入力した高速道路交通警察隊及び警察署(以下「警察署等」という。)並びに交通企画課において行うものとする。

第8 原票データの入力期限等

- 1 本票,補充票及び高速道路追加調査項目票については,当該交通事故の発生を認知した日から起算して1週間以内に入力すること。
- 2 交通事故事件検挙票については,当該交通事故の捜査が完結した日から起算して1週間以内に入力すること。
- 3 30日死者集計票については,30日死亡の当事者(事故の状況,年齢,負傷程度及び医師の診断等から判断して,30日死亡の蓋然性が極めて低い者を除く。)を確認した場合,速やかに作成するものとし,作成に当たっては,各項目を朱書きすること。

なお,作成した30日死者集計票は,警察署等において所属長の決裁を受けること。

所属長の決裁を受けた30日死者集計票の原本は,当事者が当該交通事故によって死亡したことを疎明する死亡診断書の写しなどの関係資料を添付した上で,30日死亡の当事者を確認後1週間以内に交通企画課統計分析係まで送付することとし,30日死者集計票の原本の写しについては,警察署等において保管すること。

第9 原票データ等の保管・管理

- 1 原票データを入力するに当たり,原票を作成したときは原票データ入力完了時点で原票を廃棄するものとする。
- 2 原票データは,平成24年からの累積データとして保管し,書面として管理さ

れるものは、「鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和3年10月19日付け鹿交企第174号ほか）によるものとする。

第10 原票の利用

本要綱に定める原票データは、捜査活動の支援を目的とした捜査資料として利用することができるものとし、その管理については、捜査資料の取扱いの例による。

（別記様式省略）